

わさかみ

迎
春



京名産
沢
ワサルマ
醸造元 澤井本店
自慢の風味



法律家の専門職責任について

坂元 和夫

1 「専門職責任」を学ぶ意味

本年四月日弁連の「ロースクール視察団」に参加しました。その際、ハーバード大学の書店で、『Professional Responsibility』（専門職責任）という本を

購入しました。この本は、アメリカのロースクールの教科書そのものではなく、簡便な参考書にすぎないようですが、それでも、B6版（新書版より少し大きい）で優に五〇〇頁を超える分量があります。

アメリカでは、どのロースクールでも、「専門職責任」が履修すべき必須科目とされています。学生は、

法律職（Lawyer）の使命や、法律職がいろいろな分野でさまざまな業務を行う際に守るべきルールを体系的に論争的に実例に基づいて学びます。

わが国では、大学法学部でこれを教えるところはあまりありませんし、司法研修所でも民事・刑事の弁護科目で弁護士倫理に僅かな時間が割かれているにすぎません。

日米のこの違いの原因は一体何なのでしょう。か。「Lawyerの非違行為は、各人が倫理・道徳を守って行動しさえすれば防げるものだから、わざわざ学校で勉強するまでのことはない」とか、「Lawyerの使

命や価値観は個人によって全部異なるから、所詮は好みの問題にすぎず、教える意味がない」といった考え方は、アメリカでも昔は一般的だったようです。しかし、専門職倫理の多くは、道徳的行動に関するものではなく、専門職業上の行為規範なのです。

それらは、法システムがどのように機能すべきか、法律職が法システムの中でどのような役割を果たすべきかについての法律職のコンセンサスを反映しています。個々のLawyerは、個人的な価値志向とは一致しないやり方で行動しなければならぬこともありえますし、現に、アメリカで少

なからぬ弁護士が専門職倫理違反に問われたり、ロースクールの学生がこの科目の試験に落ちたりする事実が、これが自明のことではなく学習する必要があることを示しています。

2 プロフェッション性の重要性

この本では、まず、法律職のプロフェッション性が論じられています。

欧米では、古くから、牧師・医師・弁護士を他の職業と区別して、プロフェッションと称していました。その特徴は、営利を目的としない自由独立の専門家集団である点に求められます。因みに、中坊公平氏は、プロフェッションが営利を追求してはならない理由につき、これらは、いずれも人の不幸を扱う仕事だから（牧師が人の死、医師が人の病氣、弁護士が人のトラブル）、それを金儲けの手段にしてはいけないという

ことなのだと言破されています。

近年、法律職に対する批判・懸念の焦点は、プロフェッション性の希薄化すなわちビジネス化の問題です。アメリカ連邦最高裁が弁護士の商業広告の自由を認め、反トラスト法の専門職除外条項の効力を否定したことや、法律職の数の増加による出身階層の多様化が弁護士の商業主義化を促進しました。

オコナー最高裁判事は、少数意見の中でこの傾向を嘆き、「法律職の目的は社会への奉仕であり、そのために法律職には高度の職業倫理を要求すべきである。そうしないと、法律職は、その専門的能力を濫用して法制度や依頼者の犠牲において私利私欲に走る危険がある。依頼者が自動車を買うように法律職を選ぶことは不可能だから、市場原理に委ねることは相当ではない」として、前記の最高裁

判決の多数意見に反対しました。

もっとも、聖職者や領主が奉仕の精神に基づいて法的サービスを人々に提供していた中世の昔ならいざ知らず、今日の弁護士は、法的サービスの対価でもって生計を立てなければならぬので、利己的要素を全く否定し去ることは現実的ではありません。

利己的要素、依頼者、相手方や第三者、司法の公正で効率的な運営等のいろいろな価値がぶつかり合う場面で、これらを調整しバランスをとるために、法律専門職倫理が大きな役割を果たすのです。

3 「専門職責任」の内容

紙面のスペースの関係で目次と若干のコメントのみを紹介します。

(1) 法律職の構造・範囲・監督

・法律職に対する一般のイ

メージ

・専門職責任の基準

法律職のプロフェッション性を高めるために、ABA (アメリカ法曹協会) が制定した倫理規範が基準とされています。

・弁護士会の役割

・入会と懲戒の基準と手続

・専門能力の確保—専門的訓練・弁護過誤・継続的

的

の法曹教育・非弁護士活動の禁止

動の禁止

(2) リーガルサービスを利用しやすくする義務

・貧者を代理する義務

刑事については、政府が資金を出して設置した刑事

専門の公設または私設弁護士事務所の所属弁護士が当た

るのが原則です。

民事については、議論があります

ですが、任意の無償サービス(プロボノ)が奨励

されています。

・社会の嫌われ者 (unpopular) を代理・弁護する義務

英米の歴史— 凶悪な犯

罪の被告人を弁護した弁護

人が依頼者を失い、公職への任命対象からはずされ、

経済的にも社会的にも大きなダメージを受けた例が幾

つも報告されていますが、

それでも、弁護を受ける権利が憲法上の権利である以上、

こういう人達をも弁護する義務が弁護士にはあるのです。

・公設法律事務所・リーガルクリニック・公益的活動

・弁護士紹介システム

その他の資源(学生・刑務所

法律家—法律に詳しい受刑者・非法律家)

・事件勧誘・業務広告

(3) 弁護士と依頼者との関係

・秘密保持

・利害相反

・弁護士報酬

・必要的辞任、任意的辞任

・公正な裁判と報道の自由

・検察官としての弁護士

・助言者、交渉者としての

弁護士

・企業や政府の被用者としての

弁護士

・公共的利害に関わる仕事に携わりたいと思っ

ているよ

うですし、ハーバート・ロース

スクールでさえ、公共部門への

就職支援をする部署がありまし

た。公設弁護人事務所には、全

国から多くの応募者があって競

争率が非常に高いそうです。収

入が普通のローファーム勤務に

比べて、三分の一程度なの

にです。また、貧困者のための

プロボノ活動は、大ローファーム

わが国の弁護士会内には、

アメリカのロースクールが専ら

企業に奉仕する弁護士を養成

する役割を担い、わが国

弁護士法第一条の規定する「

人権擁護と社会正義の実現」と

いう弁護士

の使命などは軽視されている

のではないかと感じられる

ように感じられます。

しかし、ポストン視察旅行

で、必ずしもそうではない

との感触を得たのは、私

だけではなかったよう

でした。アメリカの法曹を

目指す学生のかなりの部分

は、公共的利害に関わる

仕事に携わりたいと思っ

ているよ

うですし、ハーバート・

ロースクールでさえ、公

共部門への就職支援を

する部署がありまし

た。公設弁護人事務所

には、全国から多くの

応募者があって競争

率が非常に高いそう

です。収入が普通の

ローファーム勤務に比べて、三分の一程度なの

にです。また、貧困者のための

プロボノ活動は、大

ローファームも競って参加

しているようで、そうでな

いと、社会的評価が落ち

るだけでなく、優秀な

学生も応募してくれない

とのことでした。

このような現象は、

法律専門職責任を

ロースクールで力を入れて

教育していることと無

関係ではないように思

われます。二〇〇四年

に発足するわが国の

ロースクールでも、

知識とか技術に偏ら

ず、内容の豊かな実

務的理論教育が行わ

れることが望ま

れます。

以上



「成年後見」制度 施行のあとで

尾藤 廣 喜

成年後見制度とは

成年後見制度が施行されて約八カ月が経過しました。

この制度が導入される前に、従来からあった「禁治産」とか「準禁治産」の制度は、今から一〇〇年以上も前につくられた制度で、

あまりにも問題点が多く、充分に本来の機能を果たしていませんでした。

これまでの制度は、判断力が不十分な方について、禁治産とか準禁治産の宣告をし、後見人や保佐人を選任することによって、保護しようとする制度でしたが、第一に、この二つの類型だけでは、本来判断能力や保護の必要性の程度に多種多様な差があることに対応できないこと、第二に、対象

後見について予め定めること

とができる「任意後見」の制度も導入されました。

さらに、宣告を戸籍に記載する制度を改め、公示する制度として「成年後見登記制度」も創設されました。

中でも注目されるのが、

成年後見の開始の申立てに

ついて、本人、配偶者や四親等以内の親族などのほかに市長村長に申立権が新たに認められたこと、法人や複数人が成年後見人になることが認められたことです。

新制度の問題点

このように、大きな期待

を担って登場した「成年後見制度」ですが、現実に運用されるに從って、問題点

も明らかになってきました。

まず、利用される方が、当初の期待ほど多くないこと

とです。従前の制度に比べ、

ずいぶん使い勝手が良くなったものの、まだまだ制度

が知られていないこともその大きな原因だと思いま

す。

しかし、福祉の制度が「措置」から「契約」に変わり、介護保険制度が導入される中で、誰もが主人公として契約の主体となるためには、この制度を活用することがどうしても必要なはず

です。にもかかわらず、この制度の利用者が少ない

ということは、制度が知られていないことのほかに、

申立て手続きにかかる費用が低所得者にとっては高額であること、宣告までに時間がかかることなど制度の利用を妨げる要因が少なくないことも無視できません。

また、注目される市町村長の申立ても、予算が限られていられることもあって、積極的な運用がなされているとは言えない状況です。

そして、何よりも問題なのは、日常生活の介護や援助などの福祉的な要求にこの制度がまだまだ対応できない制度になっていない点があります。

制度改革のために

まず、第一に、手続き費用の低額化と簡素化がどうしても必要です。加えて、低所得者については、財政的な援助が必要です。

第二に、他の制度、特に福祉制度との連携です。成年後見制度が地域福祉権利擁護事業、介護保険、生活保護、ホームヘルプサービスやショートステイなど他の福祉制度と有機的に結び

つかなければ、自己決定の尊重、ノーマライゼーション等の理念を実現することはできません。

第三に、制度の広報の充実と地域での成年後見センターの創設です。

京都では、今年、弁護士会、司法書士会、社会福祉士の連携で、地域のセンターが設立される予定です。

せっかく作られた制度です。本当に社会的弱者に役立つ制度になるよう大きく育てたいものです。



ハワイの司法事情

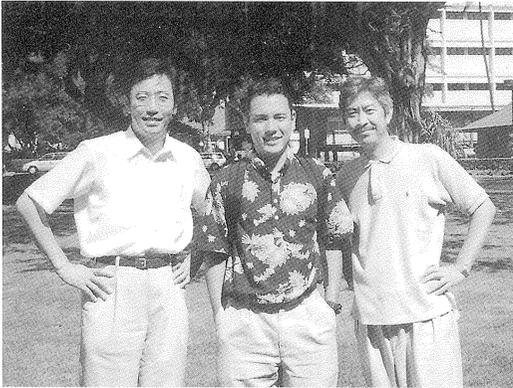
山崎浩一

昨年にKBS京都の司法特別番組の取材のため、ハワイ州に調査に行きました。近藤ディレクターがカメラを持ち、僕がマイクをもってハワイの司法

も裁判員制度が数年のうち
に実施されることを踏まえ
て、陪審裁判の実情、特に
陪審員選定はどのようにさ
れるのか、二つ目は、市民
に対する法的サービスの提

実情を収録するとい
う何とも頼りない、
弥次喜多珍道中とし
た。珍道中の中身は
情けないことが多い
ので読者の興味に込
めたいのは山々です
が、ここでは真面目
な報告といたしま
す。

ハワイの司法実情
の中では二つのこと
を調査することを目
的としました。
一つ目は、日本で



近藤ディレクターとスチュアート君

供がどのようにされてい
るかということでは
今回は、二つ目の点につ
いて報告します。調査にあ
たっては、ハワイ大学ロー
スクール学生のアンドリュ
ー・スチュアート君に通訳
してもらいました。

公設弁護人ハワイ州事務所
刑事事件の被告人のうち
貧困を理由に弁護士を依頼
できない人のために刑事弁
護活動するのが公設弁護
人事務所です。

ハワイ州全体で、九五人
の弁護士がフルタイムで働
いています。僕が訪問した
ホノルル事務所には、六七
人の弁護士がいます。所長
一人、重罪担当三六人、軽

罪担当一二人、少年事件と
家庭内暴力(家裁事件)担
当九人、控訴事件担当九人
です。
一九九九年の一年間の取り
扱った事件は次のとおりで
す。

- 五二〇〇件の重罪
- 二二六〇〇件の軽罪
- 八〇〇〇件の家裁事件
- 二二〇〇件の仮釈放事件
- 一三五〇件の控訴事件

年間予算は、七〇〇万ド
ル(八億四〇〇〇万円)で、
スタッフの給料、専門家証
人の費用、調査官の費用な
どに使われます。

公設弁護人の給料は、通
常の弁護士より安いので、
果たして公設弁護人の希望
者がいるのかと質問したと
ころ、求人より希望者の方
が多いとのことでした。応募
の動機は、公共への奉仕の
精神に支えられていること
と、若い弁護士にとっては、
通常はすぐに法廷に立つ機
会はないのですが、公設弁

護士になれば、すぐに法廷
に立つので法廷技術を身に
つけられるという点があり
ます。

リーガルエイド ソサイエティー

ここは、一九五〇年から
貧困者への法的サービスを
提供してきた組織です。
その使命は、次の点にあ
ります

- 1、地域に根ざした非営利
の法律事務所となる。
- 2、高い質の弁護、立法や
社会システムへの働きか
け、地域社会への教育な
どを通じて低所得者、社
会的弱者や家族を守る。
- 活動は大きく言うと4つ
の段階に分かれています。
ステップ4
- ・将来を良くする(政策形
成訴訟)
- ステップ3
- ・自ら弁護できない人の代
理活動
- ステップ2

・自立生活が出来ない人への援助

ステップ1

・多数者を援助し、司法へアクセス保障

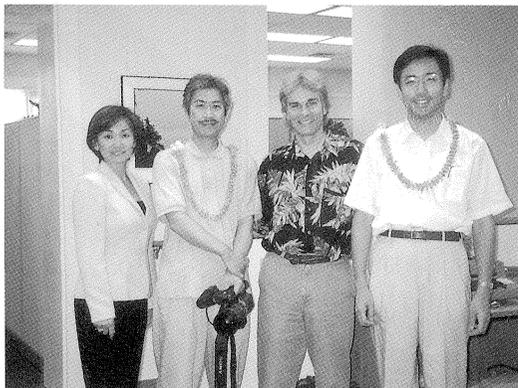
スタッフとしては二六名の弁護士が所属し、一、二名を除きフルタイムで働いています。

二五名のパラリーガルと一五名の一般スタッフがいますが、ホットライン（電話相談）は契約社員を使用しています。

予算は、連邦と州から五〇%ずつ支給されていますが、五年前に半分にカットされたこのことです。これまでも三回カットされた時期があったそうです（ニクソン、レーガン、ギングリッジ時代）。最近では、政治的要因に左右されない独立した組織にするために、三〇以上のプログラムを作り、独自

財源としています。

サービスの内容は様々ですが、中でも、コンピュータによるホットラインサービスは注目に値します。あらゆる相談にホットラインが対応します。ハワイ州の六島から二四時間対応（夜間は留守電）で、契約社員とパラリーガルと弁護士が対応します。相談類型に応じて二二〇のマニユアルが用意されています。



リーガルエイドソサイエティー会長を囲んで

感心したのは、相談に応じて終わりというのではなく、本人が自分で処理できるように指導し、トレーニングするしくみができていることです。最終の結果まで見届けるところまでフォローしている。これが心のこもったサービスだと感じました。

ボランティア・リーガルサービス

一九八一年から貧困者や法的サービスを受けられない人へのサービスを無償で提供することを目的に始めました。もともと弁護士会の若手組織が始めたもので、最初は一人のスタッフから始まり、今は一四人のスタッフと援助員四三名と八〇〇人のボランティア登録弁護士がいます。

過去二〇年間で一〇万人以上の人に無償のサービスを提供してきました。あらゆる法的問題が対象

ですが、女性暴力への暴力、ホームレスへの住居の提供、子どもの保護、地域での無料法律相談などを行っています。

八〇〇人の弁護士が自分の得意分野について登録し、本部からの依頼に応じて対応しています。完全に無償のサービスです。

例えば、ホームレスのシェルターに毎月行き、サービスする弁護士もいるとのこと。このような意欲のある弁護士をスタッフに使用するための工夫を尋ねたところ、ロースクールで教育して、意欲のある学生をリクルートしているとのことでした。

感想

ハワイでは、市民に法的サービスを提供するための様々な組織が社会の要求に応じて網

の目のようにできています。各団体とも、財政問題で苦労しながらも、弁護士の意欲に支えられ、地道な活動をしています。これが、法化社会にとっては必要不可欠なのだなあと感じました。



ボランティア・リーガルサービスにて

サービサー法

債権管理回収業に関する特別措置法の略称です。この法律の一部改正が、本年六月二〇日に公布され、九月一日から施行されています。

この法律は、債権回収会社（「サービサー」といいます）の行う

ことができる業務の内容とその行為規制を定めている法律ですが、今回の改正は、

①サービサーの取り扱える債権の範囲を、従来認めていた範囲より拡大したことです。例えば、貸金業法上の登録貸金業者が持っている貸金債権全般を加えたり、クレジット債権の範囲を拡大したり、「資産の流動化に関する法律」（SPC法）に定める金銭債権を加える等したこと。②サービサーに対する業務規制の見直しを行い、利息制限法の制限額を超える利息または賠償

額の支払いの約束がされている債権について、制限利息に引き直せば、元本及び利息とも請求できることにしたこと。

これらは、サービサー法が、平成一一年二月一日に施行された比較的新しい法であるにもかかわらず、近時の不況を反映して、平成一二年末の対象四一社の取扱債権額が約一九兆円、回収額が約八一〇億円と順調に推移しているところから、改正を行うこととされています。

しかし、回収請求される側から言いますと、サービサーからの請求について、利息制限法に定められた適法利息に引直すことが本当に確実に保証されているのか、回収業務の行き過ぎをどう防止するのかなどの点で、大きな不安があり、弁護士としても、違法不当な回収業務が横行することのないよう監視を強めていく必要があります。